

## 第24期 第32回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月11日(金) 13時30分から14時45分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(17人)

会長	12番	横山 成治
副会長	5番	安井 善次
副会長	13番	松尾 比古敏
副会長	15番	上坂 雅彦
	1番	高谷 久美子
	3番	大伴 四郎左衛門
	4番	橋本 正和
	6番	山本 公彦
	7番	田中 謙一
	8番	西村 博
	9番	森元 直紀
	10番	西村 正明
	11番	森田 康裕
	14番	正田 富美子
	16番	服部 みさ子
	17番	槌田 昌子
	18番	三田村 美江

4. 欠席(1人)

2番 宇野 幸太郎

5. 説明員(2人)

農林水産課

6. 傍聴人(2人)

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	10番 西村 正明 委員
		11番 森田 康裕 委員

第2	議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
	議案第117号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第118号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第119号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について  
議案第120号 農用地利用集積計画について  
報告第169号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について  
報告第170号 農地法第5条第1項7号の規定による農地転用届出について  
報告第171号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出について  
報告第172号 農業者証明について  
報告第173号 農地法第3条の3第の規定による権利取得の届出について

### 第3 その他事項

#### 8. 農業委員会事務局職員

次長、係長、主査、主査

#### 9. 会議の概要

事務局

第24期第32回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。  
最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。  
なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号15番 上坂 雅彦委員に先唱いただきますので、以後一齐に、ご唱和をお願いいたします。  
よろしく申し上げます。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局

ありがとうございました。ご着席ください。  
それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、本日は北部選出の副会長であります安井 善次委員をお願いいたします。  
それでは、よろしく申し上げます。

副会長

それでは、議事に先立ちまして本定例総会の成立について申し上げます。  
本日は、宇野 幸太郎委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席者は17名でございます。在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。  
なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。  
次に、会長からのご挨拶をいただきます。

会 長

< 会長挨拶 >

副会長                    ありがとうございました。  
それでは、引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。  
会長、よろしくお願ひいたします。

議 長                    それでは、日程に従い始めさせていただきます。  
議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。  
また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願ひします。  
では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願ひいたします。  
大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。  
本日の議事録署名人を指名いたします。  
10番 西村 正明 委員  
11番 森田 康裕 委員  
よろしくお願ひします。  
それでは、ただいまから議事に入ります。  
議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局の説明を求めます。

事務局                   (事務局、資料に基づき説明)

議 長                    説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1の小野につきまして、地元委員より、ご意見をお願ひします。

委 員                    現地を確認したところ、きれいに草刈りもされていました。譲受人も以前からシイタケを栽培されたり、その栽培したものを店に納入したりと作物の生産を長くやっておられまして、この農地でも畑を続けていきたいとおっしゃっていましたので、何ら問題はないと思います。  
隣が義理の息子の店舗となっていて、物品の置場になるのではないかという懸念もあるかと思いますが、譲受人にも確認したところ、畑をするとおっしゃっていましたので、問題ないかと思ひます。  
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長                    ありがとうございました。  
続きまして、No. 2の伊香立上在地町につきまして、地元委員より、ご意見をお願ひします。

委員 当該土地は、現在持つておられる方が横浜に住んでおり耕作不能となっていて、近所の方がこの畑を耕作されております。それで、譲受人が真横を前回購入しておられ、今回のこの土地も一緒に買われて一体ということになりますので、何ら問題ないと思いますので、どうぞよろしくします。

議長 はい、ありがとうございました。  
続きまして、No. 3の真野一丁目につきまして、地元委員より、ご意見を申し上げます。

委員 この真野一丁目の畑ですが、現在は耕作されておられません。ただ、草を生やさないように写真では見にくいですが、防草シートを敷かれております。この写真、上の段に写っている家の方が土地を譲り受けられますので、農地としては何ら問題ないと思います。たくさん木が生えていますが、譲受人に尋ねたところ、業者に頼んで除去して畑にできるようにしていただきますということですので、何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。  
続きまして、No. 4及びNo. 5の仰木二丁目につきまして、地元委員より、一括してご意見を申し上げます。

委員 これはNo. 4、No. 5、事務局から説明がありました。譲受人が別ですが、ご夫婦なので一括して説明させていただきます。

去る10月30日に、地元推進委員と一緒に譲受人と現場に行ってきました。まず、No. 4の申請地、写真にある大きな田、1筆になります。No. 5につきましては、14ページの下段の写真のほうの方が分かりやすいかと思いますが、これは3枚で1筆です。ここの真ん中に写っている2枚とさらに一段上、写真の左側に作付されていないのですが、畑にしておられるところが一部ございます。これは3枚で1筆で一つの地番がふられています。これは贈与ということですが、この譲渡人は譲受人の実の姉にあたります。譲渡人は結婚して近所に住んでおられるのですが、昔からずっと譲受人が耕作されておりました。このまま放置しておくと、相続権がなくなるというのと、あと嫁ぎ先も担い手がないため、これ以上、田を増やすこともできないし、守りすることもできないので、今回、生前に贈与するというで話が決まり、何ら問題ないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。  
続きまして、No. 6の千野一丁目につきまして、地元委員より、ご意見を申し上げます。

委員 10月29日土曜日に申請土地、千野一丁目〇〇番の畑、〇〇㎡を地元推進委員と現地調査に伺いました。譲渡人は85歳で現在、施設に入所されて耕作は不可能です。

農地は、譲受人宅の裏側10mほどのところにあり、耕作は大変便利だということと親戚でもあるため売買に至ったとお聞きしました。ご審議のほど、よろしく願います。

議長

はい、ありがとうございました。

続きまして、No. 7及びNo. 8の枝一丁目につきまして、地元委員より、一括してご意見を願うところですが、本日、ご欠席ですので、事務局より説明を願います。

事務局

地元委員から現地調査の結果を伺っております。委員に代わりましてご報告申し上げます。

去る11月3日に譲受人お二人と現地調査を実施されました結果、譲受人お二人とも近隣に自身の農地もお持ちであり、きちんと営農されておられまして、今回も問題がないというようなことでした。以上、報告でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

続きまして、No. 9の中野二丁目につきまして、地元委員より、ご意見を願います。

委員

この案件は、去る11月3日に譲受人と地元推進委員、そして私の3名で立会いを行いました。この農地は、従来から小作者が入れ代わり立ち代わりになっておりまして、次の小作者がなかなか見つからなく、ここ二、三年、放置田になっており、雑草がはびこった状態になっていたというので、隣の譲受人が困っておられ、ボランティア的に草刈りなどをして農地の管理をしてこられました。

ところが、それをずっと続けるというのも大変なので、環境保全の観点や近隣への迷惑ということも考えますと、この土地を買い取って管理していったほうがいいのではないかということになったとのことで、非常にいい話ではないかと思えます。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

はい、ありがとうございました。

説明が終わりましたので、それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

委員

7番、8番の枝の件です。今、圃場整備が進行していると承知しておりますが、圃場整備に関しては進行上、何か問題はないのでしょうか。

事務局

圃場整備のことも地元委員から伺っておりまして、ここは後々圃場整備されていく農地であります。圃場整備の工事が入られるまでの間、このお二人が営農されていくということ、圃場整備をされていくにあたっては、全然違う方、圃場整備に理解のない方が来られるよりは、こういう方が来られたほうが地元としてもありがたいというようなお話は伺っておりまして、圃場整備の進行にも影響がないというように聞いて

ております。以上でございます。

委員 ということは、圃場整備に参加されるということなのですね。

事務局 はい、そうでございます。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですのでお諮りします。No. 1につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 2につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 3につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 4につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 5につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.5

は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 6につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.6は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 7につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.7は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 8につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.8は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 9につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.9は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第117号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 それでは、説明が終わりましたので、10月24日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきました。

それでは、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員、ご報告をお願いします。

委 員 24日に地元委員と地元推進委員と一緒に現地を見させていただきました。60年ほど前、昔から住宅敷地の一部になっている土地が荒れている状態だったものを今回、移住されてこられる方がその宅地を利用するということにあたって、農地転用の手続ができていなかったことでの申請ということ。昔ながらの大変立派な石垣を見せていただいて、過去の繁栄を見るような感じだったのですが、それが埋もれている

のが今回また目の目を見るというか、生き返るような感じで、農地としては利用されていないので全く問題はないものと思います。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1の葛川細川町につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 当該土地は、先ほど報告がありましたように、60年ほど前から畑みたいところに石垣を積んで住宅の一部のようにされていました。この写真には写っていませんが、この真上に住宅がありまして、今度、リフォームというのか、移住されてこられる方がそこへ住まわれるような話も聞きました。この土地は転用してもまわりに畑も田んぼもありませんし、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。No. 1につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第117号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第118号と議案第119号が関連するため、議案第118号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について及び議案第119号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認についてを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 それでは、説明が終わりましたので、10月24日に実施いたしました現地調査は、議案第118号のNo. 1からNo. 4及びNo. 6、議案第119号のNo. 1につきまして、一日立会委員に調査していただきました。

それでは、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員よりご報告をお願いします。

委員 10月24日に現地をそれぞれの地元委員の皆さん、推進委員の皆さんと確認してまいりました。



No. 1の南小松の太陽光発電として使われるとのことで、道路と宅地に挟まれた既に荒れ地のようにそのまま放置されている場所です。周辺の農地に特に影響があるような土地ではなかったです。雨水の関係も特に現状と大きな変更とあるような箇所ではないので、土地的には問題ないと思います。

ただ、この計画が申請どおりきちんと整備されるものかについては、今の時点で売買の相手方などが明確に決まった状態ではなく、この許可が下りた後、太陽光発電の売買について手続がされていくものなので、まず農地法上は問題ないので許可になり、その後の整備について一応注視しておくべきものというご意見で、地元委員ともお話ししております。今後の経過をまた見ておいていただくようお願いいたしました。

No. 2の農地に関してもNo. 1と開発の内容については同じものです。農地の状況については、周辺に今、水田等で前後が実際に耕作されておりませんし、南側に宅地が1軒あり、太陽光発電の機械の反射が一番影響されると思いましたが、そちらは説明がされていまして、西側も農地ですが、保全管理状態でしたので耕作に影響のあるような場所ではありませんでした。No. 1と同じく、許可後の事業の進捗について経過を見ていただけるように、地元委員と地元推進委員にお話ししておりますので、許可に関しては問題ないと思います。

続きまして、No. 3の北比良の土地に関しましては、近江舞子駅、琵琶湖の近い位置にある既に耕作のされていない土地です。道路沿いにあり、周辺に耕作農地もありませんので影響はないと思います。雨水の処理等に関しても現状と特に変わる部分はないと思います。露天資材置場として活用されても問題はないと思います。資材置場ですので、特に日照等の問題はないかと思って見ておりました。

続きまして、No. 4の北比良の土地に関しましては、昨年に大きな部分の土地に関しては、こちらの許可が済んでいるところで、それにつながった筆に関して今回新たに取得されて、昨年、許可が下りた部分と一緒に〇〇の資材置場として土地を造成されるということで、形状から農地として復活するような場所でもありませんし、一括して荒れ地の解消として開発されるので問題はないと思います。変更届も同時に出していただいているので、問題はないと思います。

最後に、No. 6の芝原一丁目の〇〇さんの土地を、〇〇さんが譲り受けられることについて、こちらは事務局から説明があったように、50年ぐらい前から譲受人と譲渡人の間で了解を得て利用されている農地の転用許可申請をされていなかったために、今回このことが分かって改めて手続をされるもので、用途を現状に合わせられるもので周辺の農地に特に影響のあるものではありませんし、問題はないと思います。以上です。よろしくお願ひします。

議長

はい、ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺ひします。議案第118号 No. 1及びNo. 2の南小松、No. 3及びNo. 4の北比良、議案第119号のNo. 1の北比良につきまして、地元委員に一括してご意見をお伺ひします。

委員

議案第118号のNo. 1、2については、太陽光パネルの設置です。先ほど一日立会委員がおっしゃっていたように、農地を許可することは問題ないのですが、1点問題として売電先がまだ決まってないということなので、これだけしっかり決めて報告いただくということが課題なだけで、あとは不耕作地の解消につながっておりますので、問題はないかと思います。

その次、議案第118号のNo. 3も農地としては道沿いのところでございますし、何ら問題はなかろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、議案第118号のNo. 4につきましては、本来でしたら昨年の隣に売られた段階で決着が着いていたはずですが、相続ができていなかったため今日に至ってしまった。その相続ができていなくて今日に至ったことが、議案119号のNo. 1の変更承認につながりますので、そこについては、これも不耕作地の解消でございますし、何ら問題はなかろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

続きまして、議案第118号のNo. 5の牧三丁目及びNo. 6の芝原一丁目につきまして、地元委員に一括してご意見をお伺いします。

委員

この案件は、去る10月30日に地元委員とともに立会いをさせていただきました。農地転用による現地調査の可否判断で、一日立会委員はなしということになって、地元委員のみで立会いを実施いたしました。

この案件は、事務局から説明がありましたように、3年前に同様の申請があつて、賃貸借がされていたもので、今回、3年たってまた同じ工事が継続されており、新名神の上田上工区の事務所と資材置場の新設になっています。完成した暁には田んぼに戻されるということで、今、申請されているのは2分割されていますが、真ん中は買収が済んでいて新名神の道になっています。飛び地になっているところに残土というか、土をそこに保管されていて、また復元されることになるとのことで、特に問題ありませんのでご審議のほど、よろしくお願ひします。

次は柴原の件ですが、これは10月24日に土地家屋調査士と一日立会委員、そして地元推進委員、それから事務局と私の合計6人で立会いをさせていただきました。

この土地は50年ほど前に住宅を新築された時に、許可申請をせずに造成をされ、そこが露天駐車場になって現在に至っており、現状に合わせた申請ということで、まわりにも一部畑のような形になっているのですが、農地に対する影響というのはないとのことで問題ありません。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長           ご意見等もないようですので、お諮りします。議案第118号の No. 1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長           挙手全員により、議案第118号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

          続きまして、議案第118号の No. 2につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長           挙手全員により、議案第118号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

          続きまして、議案第118号の No. 3につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長           挙手全員により、議案第118号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

          続きまして、議案第118号の No. 4につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長           挙手全員により、議案第118号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

          続きまして、関連します議案第119号農地転用許可に係る事業計画の変更承認 No. 1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長           挙手全員により、議案第119号農地転用許可に係る事業計画の変更承認 No. 1は承認することに決定いたします。

          続きまして、議案第118号の No. 5につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第118号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5は許可相当と認め、一般社団法人滋賀県農業会議の意見を聴くことに決定いたします。  
続きまして、議案第118号のNo.6につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第118号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.6は許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第120号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。  
農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課、説明)

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。  
原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案120号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたします。

ここで、議案の審査を終了します。

それでは、続きまして報告案件です。報告第169号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第170号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第171号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出について、報告第172号 農業者証明について、報告第173号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)  
(事務局、集計報告)

議 長 はい、ありがとうございました。  
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長            それでは、ご意見等もないようですので、以上をもちまして、報告案件を終了します。そのほか、何かありましたらお願いします。

事務局            (農地での刈草焼却について)

議 長            はい、ありがとうございました。  
ほかに何かありましたらお願いします。

<質疑・応答>

議 長            それでは、これをもちまして、農地系の案件は終了します。  
引き続き、農地振興系の案件に移ります。

では、初めに、10月19日の女性農業委員・農地利用最適化推進委員登用促進キャラバンの結果について、私から報告をさせていただきます。

10月19日、午後に女性農業委員会・農地利用最適化推進委員登用促進キャラバンということで、湖国女性農業・推進委員協議会の会長がお見えになりました。私どもからは局長、私、事務局の面々で対応いたしました。女性協の会長と話もさせていただきましたが、大変ご立派な方でできるだけ5人以上、何とか女性委員の登用をとのお言葉をいただきました。依頼文も受けとっておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまの報告について、何かございましたらお願いします。

(なしの声)

議 長            では、次に農業者等との意見交換会について、事務局からお願いします。

事務局            (事務局、資料に基づき説明)

議 長            ただいまの報告について、何かございましたらお願いします。

委 員            先ほどの女性委員のことですが、前回、私が会長の時は、女性委員も5人、前市長の時で、確実にしてくださいということで、そうでなかったら、余談ですが、当期の農業委員会は改選できないという話も聞きました。そこはどうなっていますか。

事務局            今回のキャラバンで、女性協会長から女性委員であっても地区を持つべきであるというようなことを言われました。前回7月20日に全体の意見交換会でアンケートをとりましたが、年齢、性別に偏りが無い形で、地元から女性の方が出てくるというのが本来の姿だと思いますので、そのような形を目指しその結果を見てみたいと思っています。以上です。

委員 ということは、30%、40%の比率というのは全然関係ないということですね。

事務局 目標としての数字はあります。目標ですので皆さんで達成できるように頭に入れていただきたいと思いますので、お願いいたします。

議長 その他、事務局から何かありますか。

事務局 (事務局、説明)

議長 その他、何かありますか。  
ないようでしたら、マイクを司会に渡します。

副会長 以上をもちまして、第24期第32回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項等を終了いたします。お疲れさまでした。

## 議事録署名委員

議長 (横山 成治 委員) 印

委員 (西村 正明 委員) 印

委員 (森田 康裕 委員) 印